

Japan Patent Office

It is hereby, certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japan Patent Office.

Date of Registration : June 7, 2002
Registration Number : Trademark Registration No. 4574905
Expiry Date : June 7, 2022
Owner of Trade Mark Right : 1-32, Chaya-machi, Kita-ku, Osaka, Japan
YANMAR CO., LTD.

Designated goods and /or services and class(es) of the Classification of goods or services:
accompanying sheet

Date: April 12, 2017
Yoshinori KOMIYA (Official Seal)
Commissioner, Japan Patent Office

No.2017-9000192

Designated goods and /or services and class(es) of the Classification of goods or services:

【Applied Law】 Revised in 1996

Class 1~6: omit

Class 7:

Metalworking machines and tools; mining machines and apparatus; construction machines and apparatus; loading-unloading machines and apparatus; chemical processing machines and apparatus; textile machines and apparatus; food or beverage processing machines and apparatus; lumbering, woodworking, or veneer or plywood making machines and apparatus; pulp making, papermaking or paper-working machines and apparatus; printing or bookbinding machines and apparatus; packaging or wrapping machines and apparatus; plastic processing machines and apparatus; semiconductor manufacturing machines and systems; machines and apparatus for manufacturing rubber goods; stone working machines and apparatus; non-electric prime movers [not for land vehicles]; parts for non-electric prime movers for land vehicles; pneumatic or hydraulic machines and instruments; agricultural machines and agricultural implements, other than hand-operated; fishing machines and instruments; sewing machines; glassware manufacturing machines and apparatus; shoe making machines; leather tanning machines; tobacco processing machines; adhesive tape dispensing machines; automatic stamping machines; starters for motors and engines; AC motors and dc motors [not including those for land vehicles but including "parts" for any ac motors and dc motors]; ac generators [alternators]; DC generators; mechanical parking systems; lawnmowers; repairing fixing machines and apparatus; dishwashers; electric wax-polishing machines; washing machines; vacuum cleaners; electric food blenders [for household purposes]; dynamo brushes; curtain drawing devices electrically operated; power-operated potters' wheels; painting machines and apparatus; vehicle washing installations; waste compacting machines and apparatus; waste crushing machines; machine elements [not for land vehicles].

Class 8~34: omit

No.2017-9000192

The goods and services below are included in designated goods and /or services.

Class 7: Metal working machines; construction and civil engineering machines-namely, bulldozers, oil scrapers, graders, road and garden rollers, tamping machines, mixers being machines, asphaltting machines, cranes, crushers, digging machines, disintegrators, piling presses, conveyors, and winches; cargo handling machines-namely, elevators, escalators and powered jacks; fishing machines-namely, line haulers, trawl winches, whale harpoon line winches, and net haulers, lumbering machines-namely, band saw mills, circular saws, saw sharpeners, wood lathes and wood millers; wood working machines; boilers as parts of machines or engines; steam engines; jet engines; and turbines; agricultural implements other than hand-operated and agricultural machines, namely, combine harvesters, rice transplanters, binders, mobile threshers, rice hullers, power tillers, bush cutters, vegetable transplanters, chaff cutter blades, corn harvesters cultivators being machines, ditchers being ploughs, grain husking machines, reapers and binders, reapers and threshers, sowers being machines, spraying machines, threshing machines; motors and engines other than for land vehicles; pumps, namely, pumps for machines, lubricating pumps, hydraulic pumps, fuel injection pumps; generators of electricity; construction machines, namely, excavators, wheel loaders, backhoe loaders, front end loaders, concrete construction machines, power shovels, bulldozers, motorized all-terrain carriers, carriers being conveyor belts; replacement parts and fittings thereof; machine elements not for land vehicles, namely, bearings as parts of machines, gears for machines, reduction gears being parts of machines, shaft couplings as parts of machines, valves as machine components, and power transmissions and gearing for machines, not for land vehicles; snow blowers and snow throwers; industrial fishing machines, namely, submersible automatic cleaners for fish farming nets; dairy machines, namely, milking machines, milk filtering machines, machines for udder cleaning and washing of dairy cows.



No.2017-9000192

日 本 国 特 許 庁
JAPAN PATENT OFFICE

次頁に記載の商標は下記の登録に係る商標と相違ないことを証明する。

It is hereby, certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japan Patent Office.

登録年月日 2002年 6月 7日
Date of Registration:

登録番号 商標登録第4574905号
Registration Number:

有効期間満了日 2022年 6月 7日
Expiry Date:

標 権 者 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
Owner(s) of Trade ヤンマー株式会社
Mark Right:

商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
Classification of goods or services:

「紙」

2017年 4月12日

特許庁長官
Commissioner,
Japan Patent Office

小宮義則



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

【法区分】

平成 8 年法

- 第01類 化学品, 植物成長調整剤類, のり及び接着剤 (事務用又は家庭用のものを除く。), 高級脂肪酸, 非鉄金属, 非金属鉱物, 原料プラスチック, パルプ, 工業用粉類, 肥料, 写真材料, 試験紙, 人工甘味料, 陶磁器用釉薬
- 第02類 塗料, 染料, 顔料, 印刷インキ, 絵の具, 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉, 塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉, 防錆グリース, カナダバルサム, 壁紙剥離剤, コパール, サンダラック, シェラック, 松根油, ダンマル, 媒染剤, マスチック, 松脂, 木材保存剤
- 第03類 せっけん類, 香料類, 化粧品, つけづめ, つけまつ毛, かつら装着用接着剤, つけまつ毛用接着剤, 洗濯用でん粉のり, 洗濯用ふのり, 歯磨き, 家庭用帯電防止剤, 家庭用脱脂剤, さび除去剤, 染み抜きベンジン, 洗濯用柔軟剤, 洗濯用漂白剤, つや出し剤, 研磨紙, 研磨布, 研磨用砂, 人造軽石, つや出し紙, つや出し布, 靴クリーム, 靴墨, 塗料用剥離剤
- 第04類 工業用油, 工業用油脂, 燃料, ろう, 靴油, 固形潤滑剤, 保革油, ランプ用灯しん, ろうそく
- 第05類 薬剤, 歯科用材料, 医療用油紙, 衛生マスク, オブラート, ガーゼ, カプセル, 眼帯, 耳帯, 生理帯, 生理用タンポン, 生理用ナプキン, 生理用パンティ, 脱脂綿, ばんそうこう, 包帯, 包帯液, 胸当てパッド, 医療用腕環, 失禁用おしめ, 人工受精用精液, 乳児用粉乳, 乳糖, はえ取り紙, 防虫紙
- 第06類 鉄及び鋼, 非鉄金属及びその合金, 金属鉱石, 建築用又は構築用の金属製専用材料, 金属製建具, 金属製金具, 金属製建造物組立てセット, 金属製貯蔵槽類, 金属製の滑車・ばね及びバルブ (機械要素に当たるものを除く。), 金属製包装用容器, 金属製荷役用パレット, 荷役用ターンテーブル, 荷役用トラバース, 金属製人工魚礁, 金属製セメント製品製造用型枠, 金属製の可搬式家庭用温室, 金属製の吹付け塗装用ブース, 金属製養鶏用かご, 金属製航路標識 (発光式のものを除く。), 金属製道路標識 (発光式又は機械式のものを除く。), てんてつ機, キー, 金属製管継ぎ手, 金属製フランジ, コッタ, いかり, 金属製ビット, 金属製ボラード, かな床, はちの巣, 金網, ワイヤロープ, 犬用鎖, 金属製家庭用水槽, 金属製工具箱, 金属製貯金箱, 金属製のきゃたつ及びはしご, 金属製のネームプレート及び標札, 金属製のタオル用ディスプレイ, 金属製帽子掛けかぎ, 金属製郵便受け, 金庫, 金属製靴ぬぐいマット, 金属製立て看板, 金属製彫刻, 金属製ブラインド, 金属製の墓標及び墓碑用銘板, 金属製のバックル, つえ用金属製石突き, アイゼン, カラビナ, 金属製あぶみ, 金属製飛び込み台, 拍車, ハーケン
- 第07類 金属加工機械器具, 鉱山機械器具, 土木機械器具, 荷役機械器具, 化学機械器具, 繊維機械器具, 食料加工用又は飲料加工用の機械器具, 製材用・木工用又は合板用の機械器具, パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具, 印刷用又は製本用の機械器具, 包装用機械器具, プラスチック加工機械器具, 半導体製造装置, ゴム製品製造機械器具, 石材加工機械器具, 動力機械器具 (陸上の乗物用のものを除く。), 陸上の乗物用の動力機械の部品, 風水力機械器具, 農業用機械器具, 漁業用機械器具, ミシン, ガラス器製造機械, 靴製造機械, 製革機械, たばこ製造機械, 機械式の接着テープディスプレイ, 自動スタンプ打ち器, 起動器, 交流電動機及び直流電動機 (陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機 (その部品を除く。)) を除く。), 交流発電機, 直流発電機, 機械式駐車装置, 芝刈機, 修繕用機械器具, 食器洗浄機, 電気式ワックス磨き機, 電気洗濯機, 電気掃除機, 電気ミキサー, 電機ブラシ, 電動式カーテン引き装置, 陶工用ろくろ, 塗装機械器具, 乗物用洗浄機, 廃棄物圧縮装置, 廃棄物破碎装置, 機械要素 (陸上の乗物用のものを除く。)
- 第08類 手動工具, 手動利器, くわ, 鋤, レーキ・組ひも機及び靴製造用靴型 (手持ち工具に当たるものに限る。), 電気かみそり及び電気バリカン, ひげそり用具入れ, ペディキュアセット, マニキュアセット, かつお節削り器, 角砂糖挟み, 缶切, くるみ割り器 (貴金属製のものを除く。), スプーン, フォーク, アイロン (電気式のものを除く。), 糸通し器, チャコ削り器, 水中ナイフ, 水中ナイフ保持具, ピッケル, 五徳, 殺虫剤用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。),

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

Designated goods and/or services and class(es) of the classification of goods or services:

第08類 (続き)

十能, パレットナイフ, 火消しつば, 火ばし, ピンセット
第09類 理化学機械器具, 測定機械器具, 配電用又は制御用の機械器具, 回転変流機, 調相機, 電池, 電気磁気測定器, 電線及びケーブル, 写真機械器具, 映画機械器具, 光学機械器具, 眼鏡, 加工ガラス(建築用のものを除く。), 救命用具, 電気通信機械器具, レコード, メトロノーム, 電子応用機械器具及びその部品, オゾン発生器, 電解槽, ロケット, 遊園地用機械器具, スロットマシン, 運動技能訓練用シミュレーター, 乗物運転技能訓練用シミュレーター, 電気アイロン, 電気式ヘアカーラー, 電気ブザー, 乗物の故障の警告用の三角標識, 発光式又は機械式の道路標識, 鉄道用信号機, 火災報知機, ガス漏れ警報器, 盗難警報器, 事故防護用手袋, 消火器, 消火栓, 消火ホース用ノズル, スプリンクラー消火装置, 消防艇, 消防車, 自動車用シガーライター, 保安用ヘルメット, 防火被服, 防じんマスク, 防毒マスク, 溶接マスク, 磁心, 抵抗線, 電極, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, ガソリンステーション用装置, 自動販売機, 駐車場用硬貨作動式ゲート, 金銭登録機, 硬貨の計数用又は選別用の機械, 作業記録機, 写真複写機, 手動計算機, 製図用又は図案用の機械器具, タイムスタンプ, タイムレコーダー, 電気計算機, パンチカードシステム機械, 票数計算機, ビリングマシン, 郵便切手のはり付けチェック装置, 計算尺, ウェイトベルト, ウェットスーツ, 浮袋, エアタンク, 水泳用浮き板, レギュレーター, 潜水用機械器具, アーク溶接機, 金属溶断機, 電気溶接装置, 家庭用テレビゲームおもちゃ, 検卵器, 電動式扉自動開閉装置

第10類 医療用機械器具, 氷まくら, 三角きん, 支持包帯, 手術用キャットガット, 吸い飲み, スポイト, 乳首, 水のう, 水のうつり, ほ乳用具, 魔法ほ乳器, 綿棒, 指サック, 避妊用具, 人工鼓膜用材料, 補綴充てん用材料(歯科用のものを除く。), 耳栓, 医療用手袋, 家庭用電気マッサージ器, しびん, 病人用便器, 耳かき

第11類 電球類及び照明用器具, あんどん, ちょうちん, ガスランプ, 石油ランプ, ほや, 工業用炉, 原子炉, 火鉢類, ボイラー, ガス湯沸かし器, 加熱器, 調理台, 流し台, 業務用揚物器, 業務用食器乾燥機, 業務用炊飯器, 業務用煮炊釜, 業務用焼物器, 業務用レンジ, 冷凍機械器具, アイスボックス, 氷冷蔵庫, 飼料乾燥装置, 牛乳殺菌機, 乾燥装置, 換熱器, 蒸煮装置, 蒸発装置, 蒸留装置, 熱交換器具, 暖冷房装置, 便所ユニット, 浴室ユニット, 美容院用又は理髪店用の機械器具(いすを除く。), 太陽熱利用温水器, 浄水装置, 家庭用電熱用品類, 浴槽類, 家庭用浄水器, 水道蛇口用座金, 水道蛇口用ワッシャー, 水道用栓, タンク用水位制御弁, パイプライン用栓, 汚水浄化槽, し尿処理槽, 家庭用汚水浄化槽, 家庭用し尿処理槽, ごみ焼却炉, 洗浄機能付き便座, 洗面所用消毒剤ディスプレイ, 便器, 和式便器用いす, あんか, かいろ, かいろ灰, 湯たんぼ, 化学物質を充てんした保温保冷具

第12類 船舶並びにその部品及び附属品, 航空機並びにその部品及び附属品, 鉄道車両並びにその部品及び附属品, 自動車並びにその部品及び附属品, 二輪自動車並びにその部品及び附属品, 自転車並びにその部品及び附属品, 乳母車, 人力車, そり, 手押し車, 荷車, 馬車, リヤカー, 車いす, 荷役用索道, カーダンパー, カープッシャー, カープラー, 牽引車, 陸上の乗物用の動力機械(その部品を除く。), 陸上の乗物用の機械要素, 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機(その部品を除く。), タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片, 乗物用盗難警報器, 落下傘

第13類 銃砲, 銃砲弾, 火薬, 爆薬, 火工品及びその補助器具, 戦車

第14類 貴金属, 貴金属製食器類, 貴金属製のくるみ割り器・こしょう入れ・砂糖入れ・塩振出し容器・卵立て・ナプキンホルダー・ナプキンリング・盆及びようじ入れ, 貴金属製の花瓶及び水盤, 貴金属製針箱, 貴金属製宝石箱, 貴金属製のろうそく消し及びろうそく立て, 貴金属製のがま口及び財布, 貴金属製靴飾り, 貴金属製コンパクト, 貴金属製喫煙用具, 身飾品, 宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品, 時計, 記念カップ, 記念たて, キーホルダー

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

- 第15類 楽器，演奏補助品，音さ，調律機
- 第16類 紙類，紙製包装用容器，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，型紙，裁縫用チャコ，紙製テーブルクロス，紙製ブラインド，紙製のぼり，紙製旗，紙製幼児用おしめ，荷札，印刷物，書画，写真，写真複製機，あて名印刷機，印字用インクリボン，こんにやく版複写機，自動印紙はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，印刷用インテル，活字，装飾塗工用ブラシ，封ろう，マーキング用孔開型板，観賞魚用水槽及びその附属品
- 第17類 ゴム，糸ゴム及び被覆ゴム糸（織物用のものを除く。），ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー，ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。），ゴムひも，石綿ひも，ゴム製栓，ゴム製ふた，ゴム製包装用容器，プラスチック基礎製品，化学繊維（織物用のものを除く。），化学繊維糸（織物用のものを除く。），雲母，岩石繊維，鉍さい綿，石綿，石綿網，石綿糸，石綿織物，石綿製フェルト，石綿の板，石綿の粉，コンデンサーペーパー，石綿紙，バルカンファイバー，電気絶縁材料，オイルフェンス，ガスケット，管継ぎ手（金属製のものを除く。），消防用ホース，石綿製防火幕，絶縁手袋，蹄鉄（金属製のものを除く。），農業用プラスチックフィルム，パッキング，防音材（建築用のものを除く。）
- 第18類 皮革，かばん類，袋物，携帯用化粧品入れ，かばん金具，がま口口金，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具，愛玩動物用被服類
- 第19類 建築用又は構築用の非金属鉱物，陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物，リノリューム製建築専用材料，プラスチック製建築専用材料，合成建築専用材料，アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料，ゴム製の建築用又は構築用の専用材料，しっくい，石灰製の建築用又は構築用の専用材料，石こう製の建築用又は構築用の専用材料，繊維製の落石防止網，建造物組立てセット（金属製のものを除く。），セメント及びその製品，木材，石材，建築用ガラス，建具（金属製のものを除く。），鉱物性基礎材料，タール類及びピッチ類，可搬式家庭用温室（金属製のものを除く。），人工魚礁（金属製のものを除く。），セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。），吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。），養鶏用かご（金属製のものを除く。），区画表示帯，土砂崩壊防止用植生板，窓口風防通話板，道路標識及び航路標識（金属製又は発光式のもの除く。），貯蔵槽類（金属製又はプラスチック製のものを除く。），ビット及びボラード（金属製のものを除く。），石製彫刻，石製郵便受け，コンクリート製彫刻，大理石製彫刻，灯ろう，飛び込み台（金属製のものを除く。），墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く。），
- 第20類 家具，貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。），錠（電気式又は金属製のものを除く。），木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，葬祭用具，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，クッション，座布団，まくら，マットレス，愛玩動物用ベッド，アドバルーン，犬小屋，うちわ，買物かご，額縁，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。），工具箱（金属製のものを除く。），小鳥用巣箱，ししゅう用枠，植物の茎支持具，食品見本模型，人工池，すだれ，ストロー，スリーピングバッグ，せんす，装飾用ビーズカーテン，タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），つい立て，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），旗ざお，ハンガーボード，びょうぶ，ベンチ，帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），盆

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第20類 (続き)

(金属製のものを除く。), マネキン人形, 麦わらさなだ, 木製又はプラスチック製の立て看板, 郵便受け(金属製又は石製のものを除く。), 揺りかご, 幼児用歩行器, 洋服飾り型類, 美容院用いす, 理髪用いす, 石こう製彫刻, プラスチック製彫刻, 木製彫刻, あし, い, おにがや, きょう木, しだ, すげ, すさ, 竹, 竹皮, つる, とう, 麦わら, 木皮, わら, きば, 鯨のひげ, 甲殻, さんご, 人工角, ぞうげ, 角, 歯, ベッコウ, 骨, 海泡石, こはく

第21類

ガラス基礎製品(建築用のものを除く。), なべ類, コーヒー沸かし(電気式又は貴金属製のものを除く。), 鉄瓶, やかん, 食器類(貴金属製のものを除く。), アイスペール, 泡立て器, こし器, こししょう入れ・砂糖入れ及び塩振り出し容器(貴金属製のものを除く。), 卵立て(貴金属製のものを除く。), ナプキンホルダー及びナプキンリング(貴金属製のものを除く。), 盆(貴金属製のものを除く。), ようじ入れ(貴金属製のものを除く。), ざる, シェーカー, ししゃもじ, 手動式のコーヒー豆ひき器及びこししょうひき, じょうご, すりこぎ, すりばち, ぜん, 栓抜, 大根卸し, タルト取り分け用へら, なべ敷き, はし, はし箱, ひしゃく, ふるい, まな板, 麺棒, 焼き網, ようじ, レモン絞り器, ワッフル焼き型(電気式のものを除く。), 清掃用具及び洗濯用具, 魚ぐし, 携帯用アイソボックス, 米びつ, 食品保存用ガラス瓶, 水筒, 魔法瓶, 家事用手袋, 化粧用具, デンタルフロス, おけ用ブラシ, 金ブラシ, 管用ブラシ, 工業用はけ, 船舶ブラシ, ブラシ用豚毛, 洋服ブラシ, 靴ブラシ, 靴べら, 靴磨き布, 軽便靴クリーナー, シューツリ, ガラス製又は陶磁製の包装用容器, かいばおけ, 家禽用リング, アイロン台, 霧吹き, こて台, へら台, 愛玩動物用食器, 愛玩動物用ブラシ, 犬のおしゃぶり, 小鳥かご, 小鳥用水盤, 植木鉢, 家庭園芸用の水耕式植物栽培器, じょうろ, 家庭用燃え殻ふるい, 石炭入れ, 紙タオル取り出し用金属製箱, 靴脱ぎ器, せつけん用デイスペンサー, 寝室用簡易便器, トイレットペーパーホルダー, 貯金箱(金属製のものを除く。), ねずみ取り器, はえたたき, 湯かき棒, 浴室用腰掛け, 浴室用手おけ, ろうそく消し及びろうそく立て(貴金属製のものを除く。), 花瓶及び水盤(貴金属製のものを除く。), 風鈴, ガラス製又は磁器製の立て看板, 香炉, コップ

第22類

原料繊維, 編みひも, 真田ひも, のり付けひも, よりひも, 網類, 網類(金属製又は石綿製のものを除く。), 衣服綿, ハンモック, 布団袋, 布団綿, 布製包装用容器, わら製包装用容器, ターポリン, 帆, 雨覆い, 天幕, 日覆い, 日よけ, よしず, ザイル, 登山用又はキャンプ用のテント, 靴用ろう引き縫糸, おがくず, カポック, かんなくず, 木毛, もみがら, ろうくず, 牛毛, 人毛, たぬきの毛, 豚毛(ブラシ用のものを除く。), 羽, 馬毛

第23類

第24類

糸
織物, メリヤス生地, フェルト及び不織布, オイルクロス, ゴム引防水布, ビニルクロス, ラバークロス, レザークロス, ろ過布, 布製身の回り品, 織物製テーブルナプキン, ふきん, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製いすカバー, 織物製壁掛け, 織物製ブラインド, カーテン, テーブル掛け, どん帳, シャワーカーテン, 織物製トイレットシートカバー, 遺体覆い, 経かたびら, 黒白幕, 紅白幕, 布製ラベル, ビリヤードクロス, のぼり及び旗(紙製のものを除く。)

第25類

被服, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴

第26類

編みレース生地, 刺しゅうレース生地, 組みひも, テープ, 房類, リボン, ボタン類, 針類, メリヤス機械用編針, 編み棒, 裁縫箱, 裁縫用へら, 裁縫用指抜き, 針刺し, 針箱(貴金属製のものを除く。), 被服用はとめ, 衣服用き章(貴金属製のものを除く。), 衣服用バッジ(貴金属製のものを除く。), 衣服用バックル, 衣服用ブローチ, 腕止め, 帯留, ボンネットピン(貴金属製のものを除く。), ワッペン, 腕章, 頭飾品, つけあごひげ, つけ口ひげ, ヘアカラー(電気式のものを除く。), 靴飾り(貴金属製のものを除く。), 靴はとめ, 靴ひも, 靴ひも代用金具, 造花, 漁網製作用軒

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

- 第27類 敷物, 畳類, 洗い場用マット, 人工芝, 体操用マット, 壁掛け (織物製のものを除く。), 壁紙
- 第28類 遊戯用器具, ビリヤード用具, 囲碁用具, 将棋用具, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, マージャン用具, おもちゃ, 人形, 愛玩動物用おもちゃ, 運動用具, スキーワックス, 釣り具
- 第29類 食肉, 食用魚介類 (生きてるものを除く。), 肉製品, 加工水産物, 豆, 加工野菜及び加工果実, 冷凍果実, 冷凍野菜, 卵, 加工卵, 乳製品, 食用油脂, カレー・シチュー又はスープのもと, なめ物, お茶漬けのり, ふりかけ, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 食用たんぱく
- 第30類 コーヒー及びココア, コーヒー豆, 茶, 調味料, 香辛料, 食品香料 (精油のものを除く。), 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用粉類, 食用グルテン, 穀物の加工品, ぎょうざ, サンドイッチ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 肉まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, べんとう, ホットドッグ, ミートパイ, ラビオリ, 菓子及びパン, 即席菓子のもと, アイスクリームのもと, シャーベットのものと,アーモンドペースト, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 氷, アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, 酒かす, ホイップクリーム用安定剤
- 第31類 あわ, きび, ごま, そば, とうもろこし, ひえ, 麦, 粳米, もろこし, うるしの実, コブラ, 麦芽, ホップ, 未加工のコルク, やしの葉, 食用魚介類 (生きてるものに限る。), 海藻類, 獣類・魚類 (食用のものを除く。), 鳥類及び昆虫類 (生きてるものに限る。), 蚕種, 種繭, 種卵, 飼料, 釣り用餌, 果実, 野菜, 糖料作物, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽, 生花の花輪, 飼料用たんぱく
- 第32類 ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, 乳清飲料, ビール製造用ホップエキス
- 第33類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒
- 第34類 たばこ, 紙巻きたばこ用紙, 喫煙用具 (貴金属製のものを除く。), マッチ

商標登録の範囲の確認に関する事項に記録した商品名又は役務名が本件
指定商品又は役務に含まれる。

第7類 金属加工機械，ブルドーザー，オイルスクレイパー，グレーダー，ロードローラー及びガーデンローラー，タンピングマシン，ミキサー（機械），アスファルト舗装機械，クレーン，クラッシャー，採掘用機械，粉碎機，杭打ち機，パイリングプレス，コンベヤー，ウインチ，貨物積卸し用装置，エレベーター，エスカレーター，動力ジャッキ，ラインホーラ，トロールウインチ，鯨銛用ラインウインチ，ネットホーラ，製材機械，金属加工用・木工用帯のこ，金属加工用及び木工用丸鋸，鋸研磨機，木工旋盤，木工フライス盤，木工機械，機械部品又は機関用のボイラー，蒸気機関，ジェット機関，タービン，刈取り脱穀機，田植え機，結束機，可搬式脱穀機，もみすり機，動力耕うん機，刈り払い機，野菜移植機，わら裁断機用刃，トウモロコシ収穫機，耕うん機，溝掘り機（すき），穀物の皮むき機械，刈取り結束機，刈取り脱穀機，播種機（機械），噴霧装置，脱穀機，原動機（陸上の乗物用のものを除く。），ポンプ，機械用ポンプ，潤滑油ポンプ，液圧式ポンプ，燃料噴射ポンプ，発電機，掘削機，ホイールローダー，バックホーローダー，フロントエンドローダー，コンクリート土木機械器具，パワーショベル，ブルドーザー，電動式オフロード向けキャリア，キャリア（ベルトコンベアー），荷役機械器具の交換部品及び付属品，機械部品としての軸受（陸上の乗物用のものを除く。），機械用歯車（陸上の乗物用のものを除く。），減速機（機械部品）（陸上の乗物用のものを除く。），軸継手（機械部品（陸上の乗物用のものを除く。）），機械構成部品としてのバルブ（陸上の乗物用のものを除く。），動力伝導装置（陸上の乗物用のものを除く。），噴射式除雪機，噴射（ラッセル）式除雪機，養殖用網水中自動洗浄機，酪農用機械器具，搾乳機，牛乳ろ過器，乳牛の乳房洗浄機

